

### 3.2 日照阻害

#### 3.2.1 存在による影響（工作物等の出現）

##### 1) 予測内容

予測内容は、建築物の出現に伴う冬至日の日影の範囲、日影となる時刻及び時間の変化とした。

##### 2) 予測地域等

予測地域は、現地調査範囲と同じとした。

##### 3) 予測対象時期

予測対象時期は、計画建築物の建築が完了した時期とした。

##### 4) 予測方法

予測方法は、時刻別日影図及び等時間日影図を作図による図解法とした。

##### 5) 予測結果

計画建築物による日照阻害の予測結果は、表 3.2-1～2 及び図 3.2-1～4 に示すとおりであり、変更前(評価書)と比較し、影響として大きな変化はない。

表 3.2-1 時刻別日影の予測結果

	変更前(評価書)	変更後
地盤面 +4m	<p>時刻別日影図を図 3.2-1(1)に示す。 冬至日の日影は 8 時台が最も長く、予測地域として設定したあすと長町 3 丁目付近まで日影が発生する。時間とともに日影は東に移りながら短くなり、10 時～13 時は一部既設の DPL 仙台長町に係るものの北側はほとんどが敷地境界付近に留まる。その後、北及び北東方向に日影が伸び、16 時台には郡山五丁目付近まで日影が至り、計画地北東端から約 280m の日影が発生すると予測される。</p>	<p>時刻別日影図を図 3.2-2(1)に示す。 変更前(評価書)と比べて日影の最大範囲は変更前(評価書)とほぼ同程度と予測される。 自走式駐車場の存在により、自走式駐車場の西側から北側では 8 時～10 時、13～15 時までの時間帯で主に道路や駐車場に日影がかかるものと予測される。 配慮が必要な主な施設であるなのはな園には、変更前(評価書)と同程度の日影がかかると予測される。</p>
地盤面 +0m	<p>時刻別日影図を図 3.2-1(2)に示す。 地盤面から 4m の予測結果に比べ西側に約 30m、北側に約 25m、東側に約 25m 広がることとなる。これにより、時刻別の日影はすべての時間帯で計画地の外に発生すると予測されるが、10 時～13 時の間は周辺に分布する建物に日影が及ぶことはない。 配慮が必要な主な施設においては、郡山住宅児童公園では 8 時～9 時台、郡山五丁目公園では 16 時台、なのはな園では 15 時～16 時台と、1～2 時間程度の日影がかかると予測される。</p>	<p>時刻別日影図を図 3.2-2(2)に示す。 日影の規模は変更前(評価書)よりも約 30 m 日影が短く、地盤面から 4m の予測結果と同程度と予測される。 倉庫本体の日影は、周辺の建物に日影が及ぶ時間は変更前(評価書)より 1 時間少ない(日影がかからない時間 10 時～14 時)。 自走式駐車場の日影についても周辺に分布する建物に日影が及ぶことはない。 配慮が必要な主な施設(郡山住宅児童公園、郡山五丁目公園、なのはな園)に日影がかかる時間帯も変更前(評価書)と変わらないと予測される。</p>

表 3.2-2 日影の継続時間(等時刻日影)の予測結果

	変更前(評価書)	変更後
地盤面 +4m	<p>等時刻日影図を図 3.2-3(1)に示す。</p> <p>冬至日の日影の継続時間が 3 時間以上の範囲及び 5 時間以上となる範囲は、東西方向では大部分が計画地内に収まることとなる。</p> <p>計画地北側は 5 時間等日影線が敷地境界付近、3 時間等日影線が仙台郡山住宅の中庭（敷地境界から 10m）にかかると予測される。</p>	<p>等時刻日影図を図 3.2-4(1)に示す。</p> <p>東西方向の日影は、自走式駐車場の存在により 3 時間日影線が計画地西側の道路に日影がかかると予測される。倉庫本体の日影は 3 時間及び 5 時間日影線ともに東西方向が短くなり、3 時間日影線は、なのはな園の中庭の一部にかかっていたが、からなくなると予測される。</p> <p>北方向の日影は、3 時間等日影線が一部の道路にかかるが大部分は計画地内に収まるものと予測される。</p>
地盤面 +0m	<p>等時刻日影図を図 3.2-3(2)に示す。</p> <p>冬至日の日影の継続時間は、5 時間等日影線は仙台郡山住宅の中庭に、3 時間日影線は仙台郡山住宅の 2 棟の建物となのはな園の中庭の一部にかかると予測される。</p>	<p>等時刻日影図を図 3.2-4(2)に示す。</p> <p>5 時間等日影線は仙台郡山住宅の中庭のほか新たに道路・駐車場に、3 時間日影線は仙台郡山住宅の 2 棟の建物のほか新たになのはな園の中庭の一部にかかると予測される。</p> <p>自走式駐車場の日影は周辺に分布する建物にかかるないと予測される。</p>

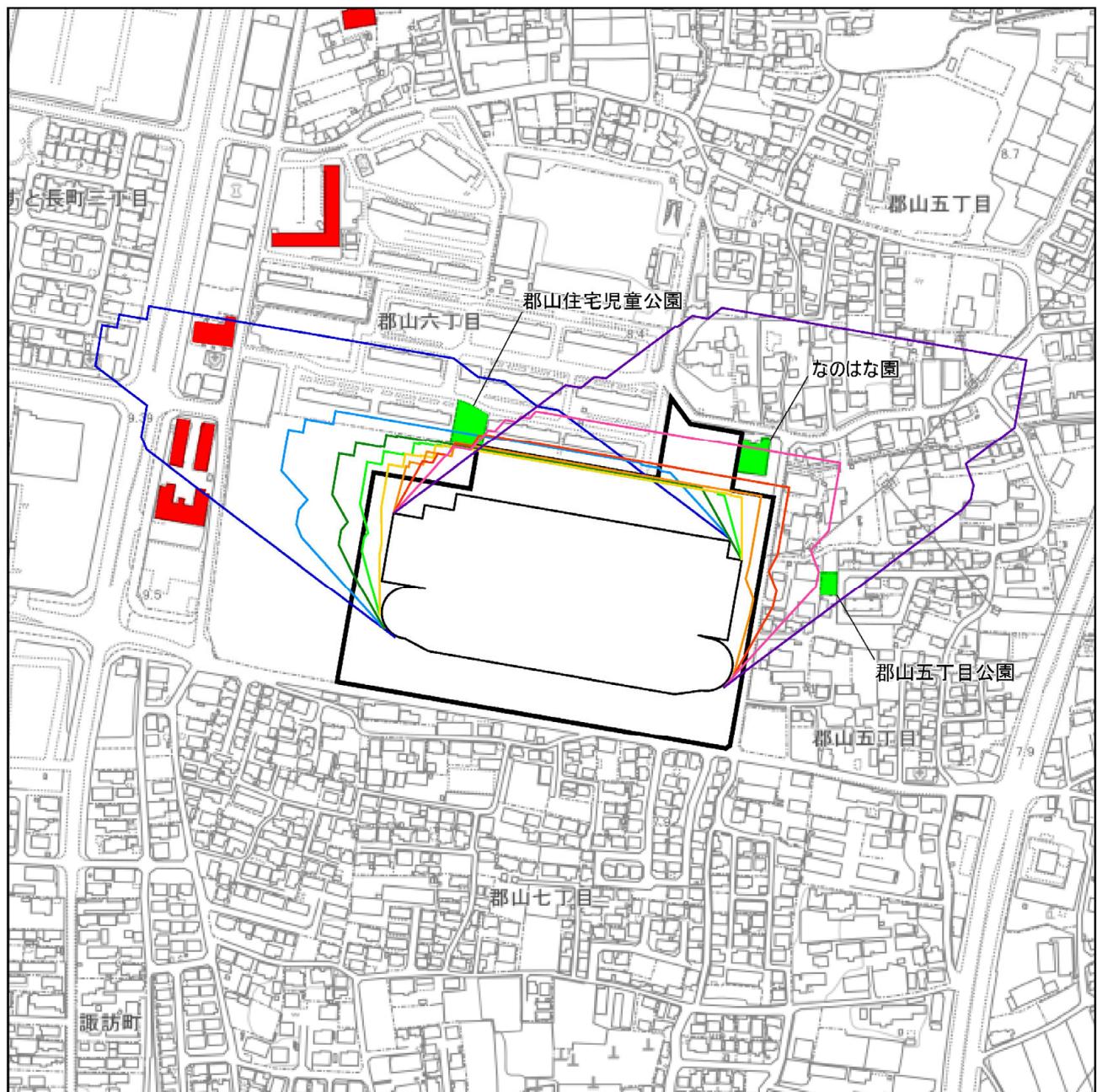


図 3.2-1 (1) 冬至日における時刻別日影図（地盤面から+4m）【変更前(評価書)】

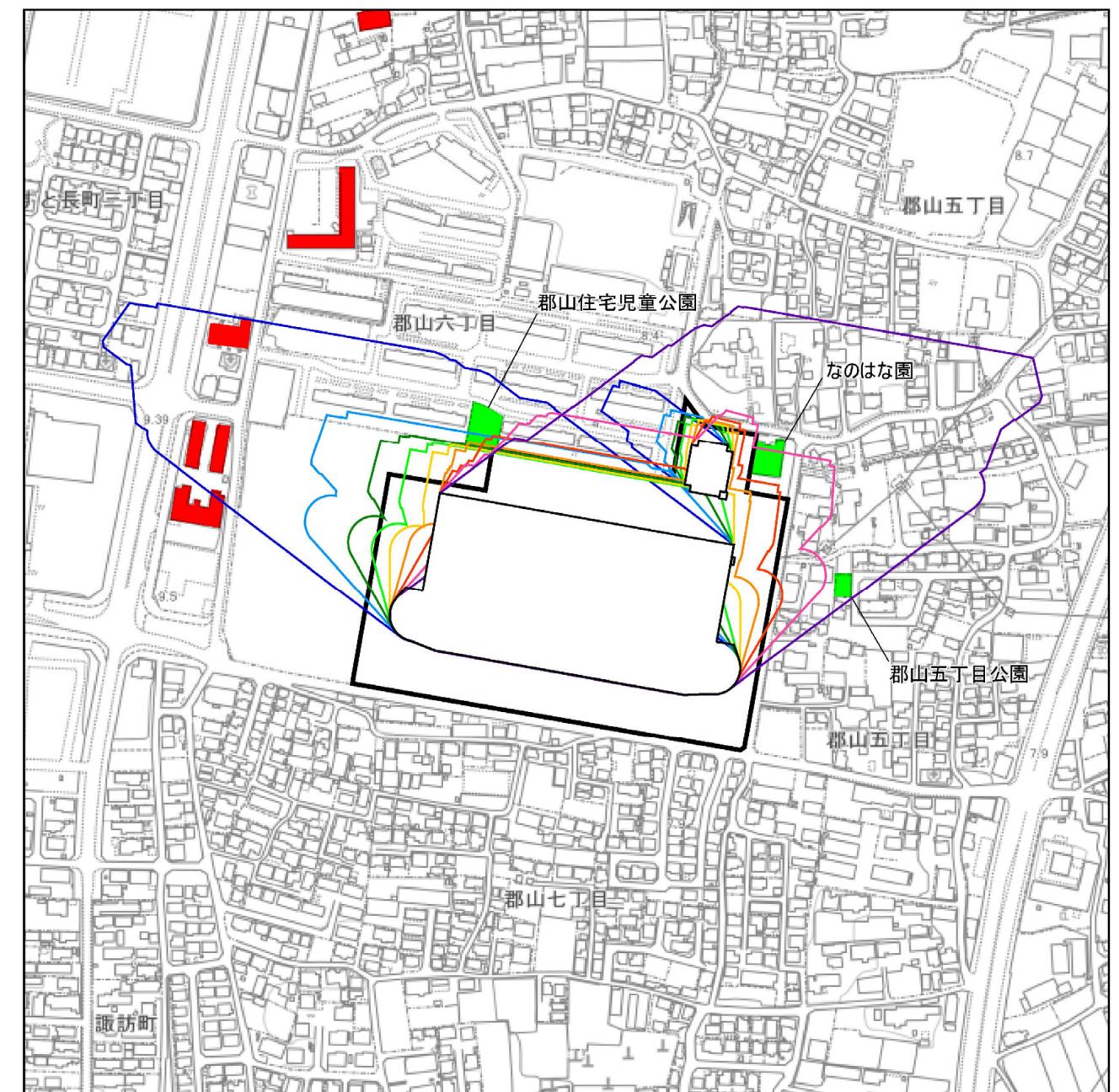
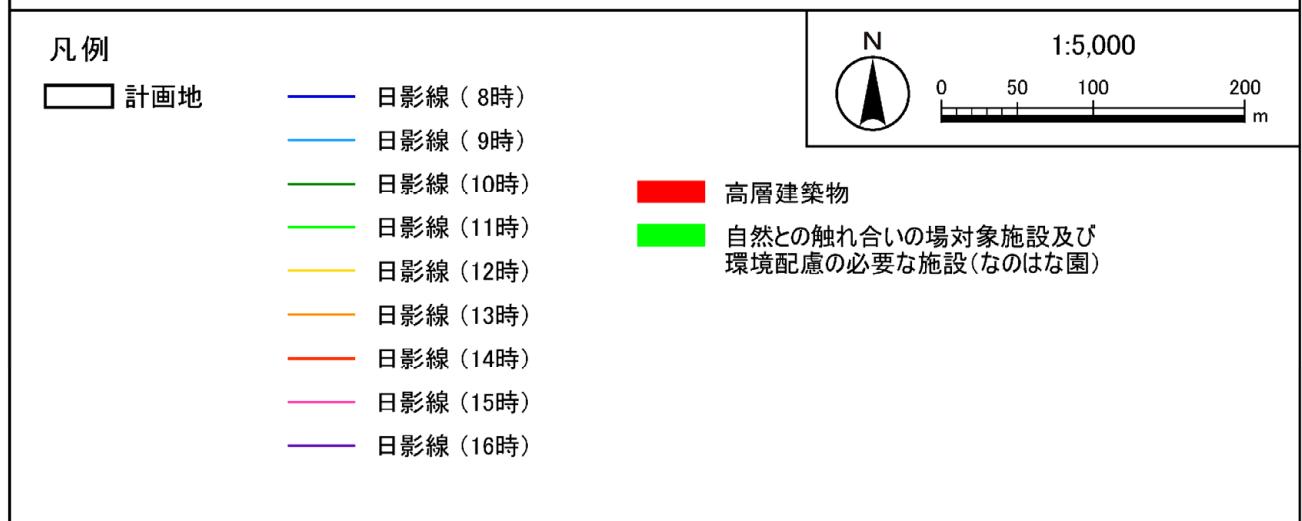
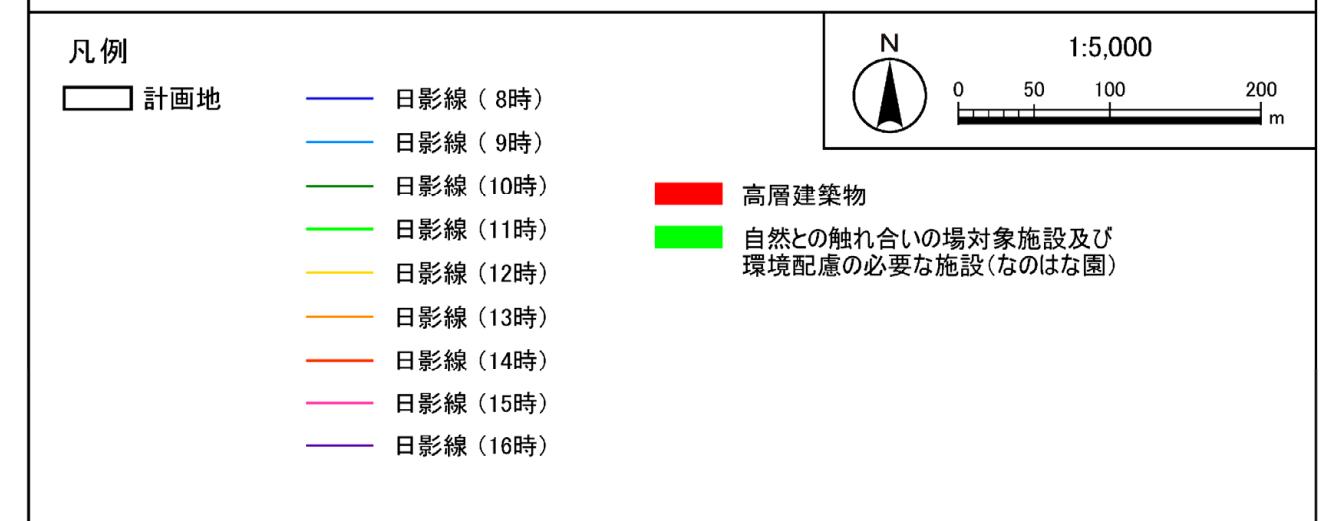


図 3.2-2 (1) 冬至日における時刻別日影図（地盤面から+4m）【変更後】



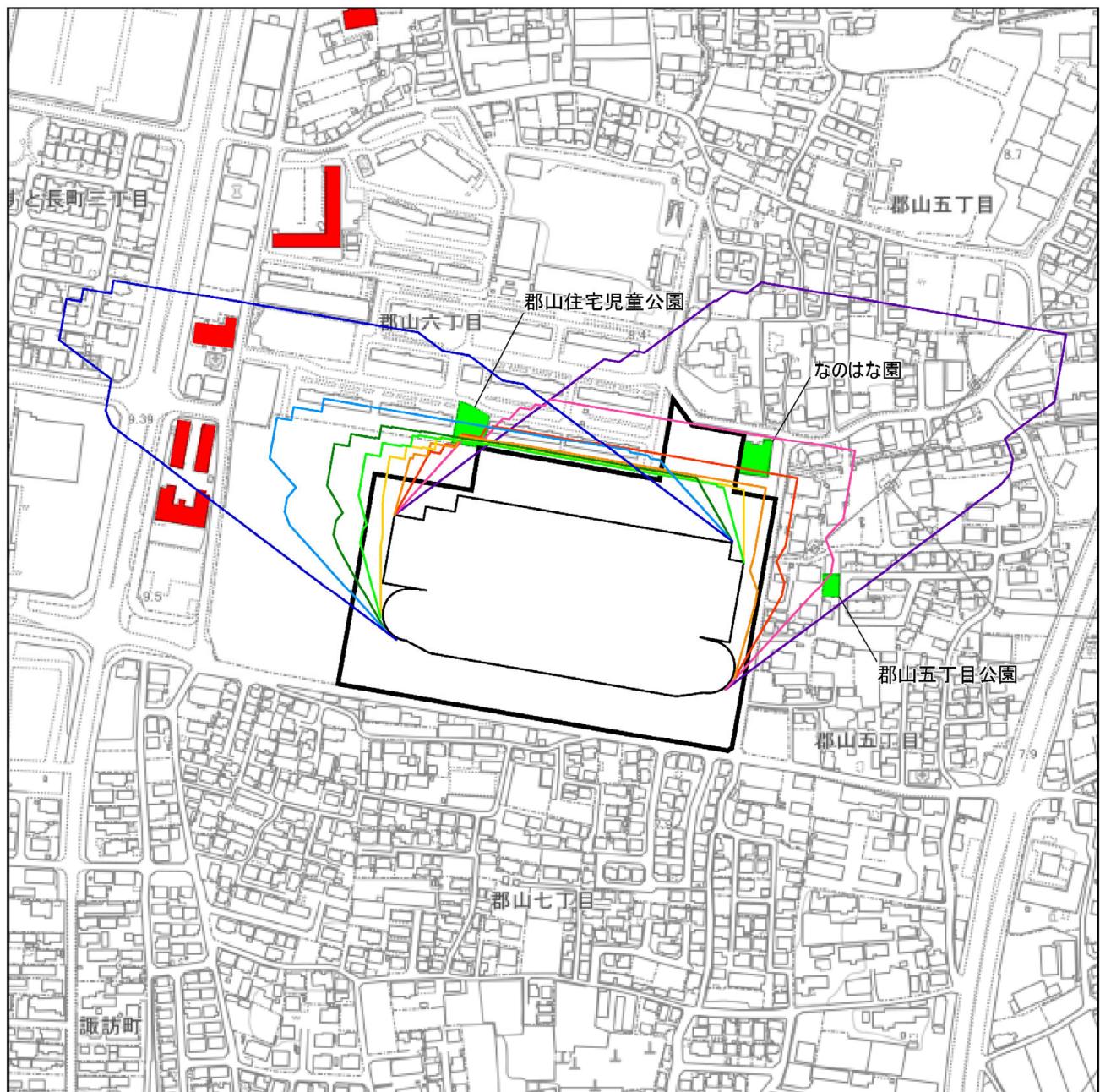


図 3.2-1 (2) 冬至日における時刻別日影図（地盤面から0m）【変更前(評価書)】

凡例	
■ 計画地	—— 日影線（8時）
	—— 日影線（9時）
	—— 日影線（10時）
	—— 日影線（11時）
	—— 日影線（12時）
	—— 日影線（13時）
	—— 日影線（14時）
	—— 日影線（15時）
	—— 日影線（16時）
	■ 高層建築物
	■ 自然との触れ合いの場対象施設及び環境配慮の必要な施設(なのはな園)

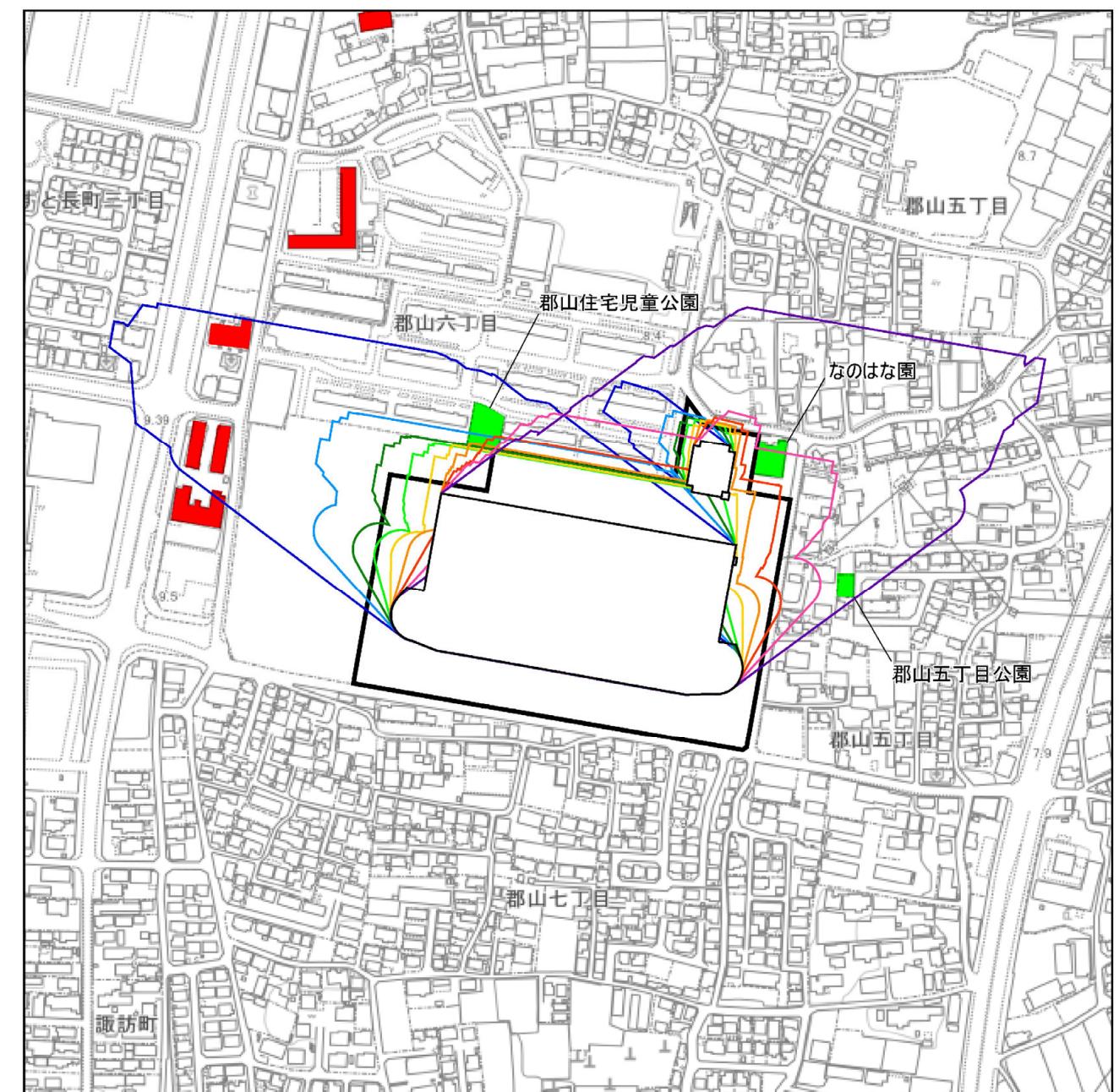


図 3.2-2 (2) 冬至日における時刻別日影図（地盤面から0m）【変更後】

凡例	
■ 計画地	—— 日影線（8時）
	—— 日影線（9時）
	—— 日影線（10時）
	—— 日影線（11時）
	—— 日影線（12時）
	—— 日影線（13時）
	—— 日影線（14時）
	—— 日影線（15時）
	—— 日影線（16時）
	■ 高層建築物
	■ 自然との触れ合いの場対象施設及び環境配慮の必要な施設(なのはな園)

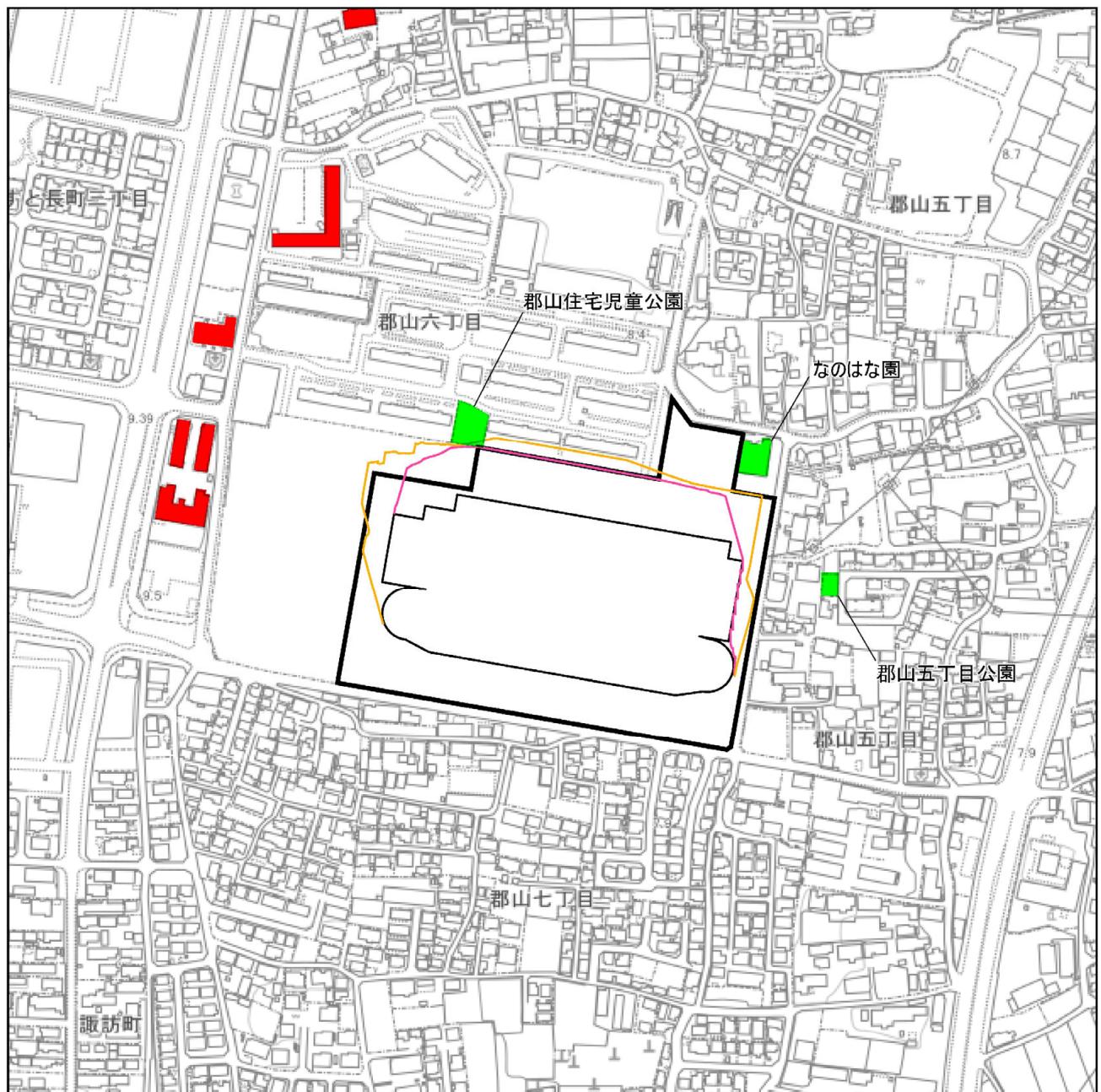


図 3.2-3 (1) 冬至日における等時間日影図（地盤面から+4m）【変更前(評価書)】

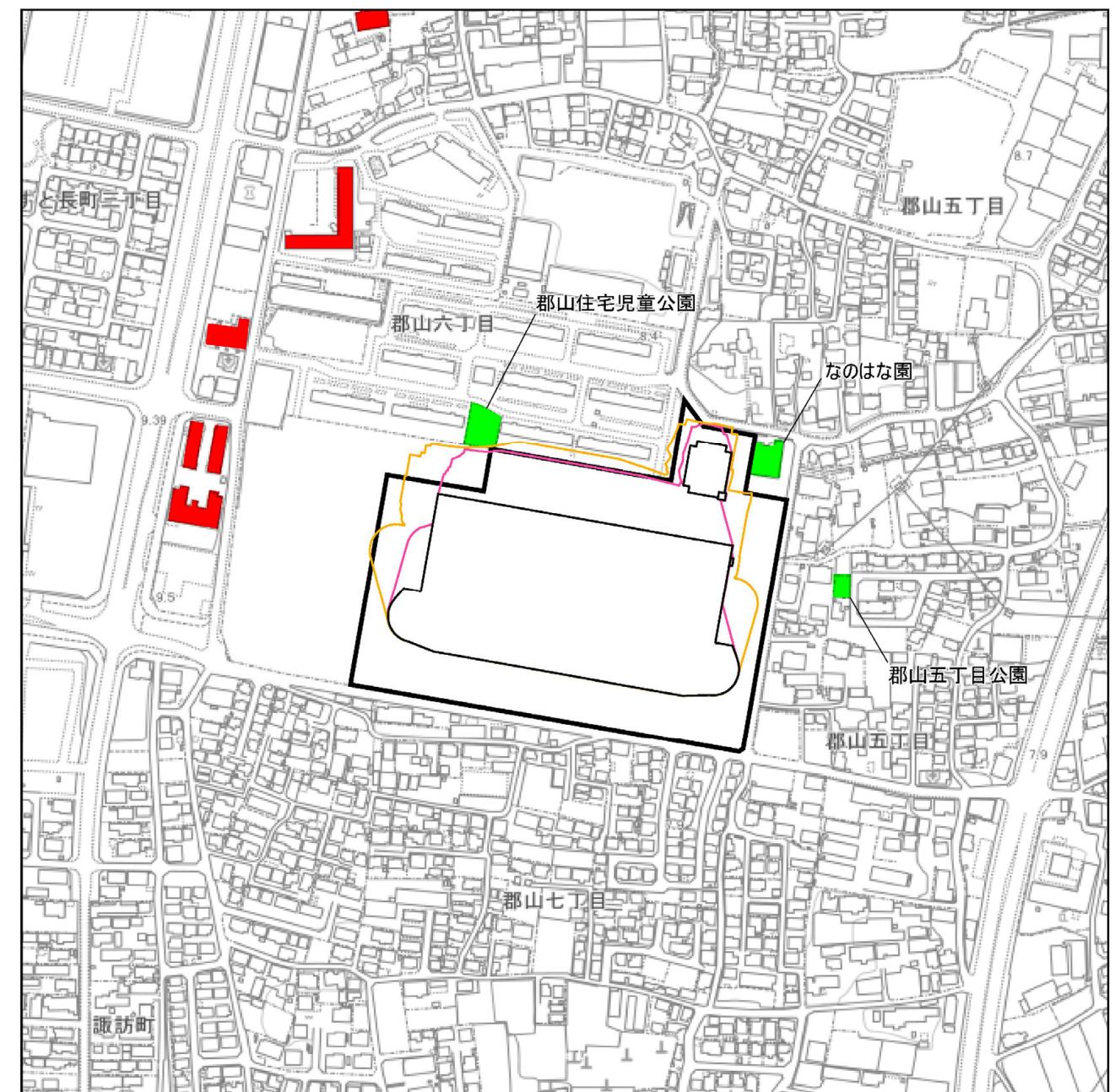
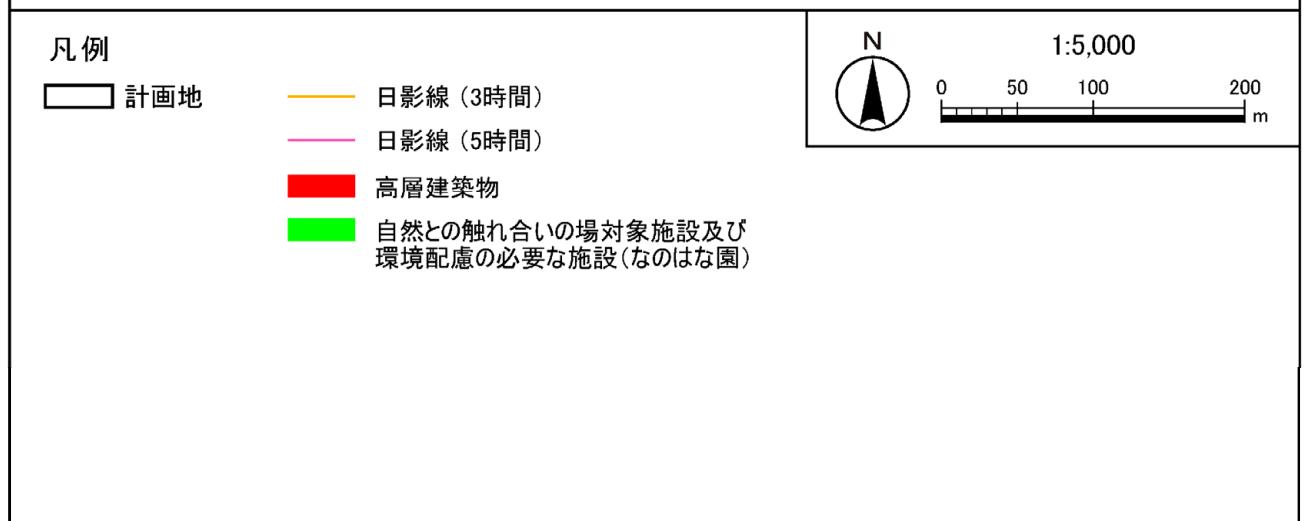
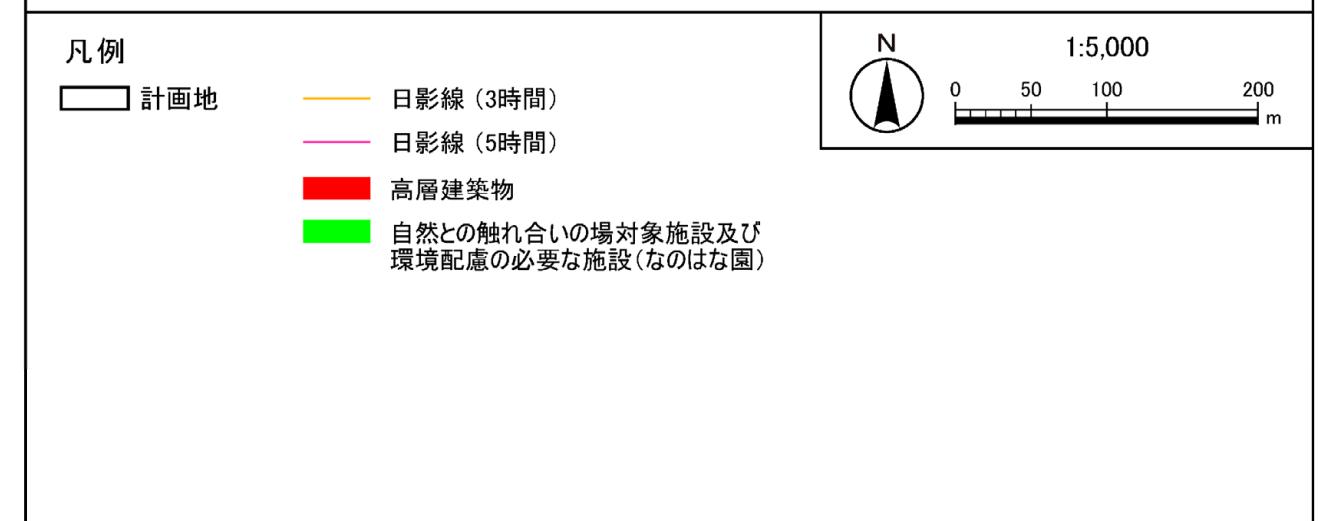


図 3.2-4 (1) 冬至日における等時間日影図（地盤面から+4m）【変更後】



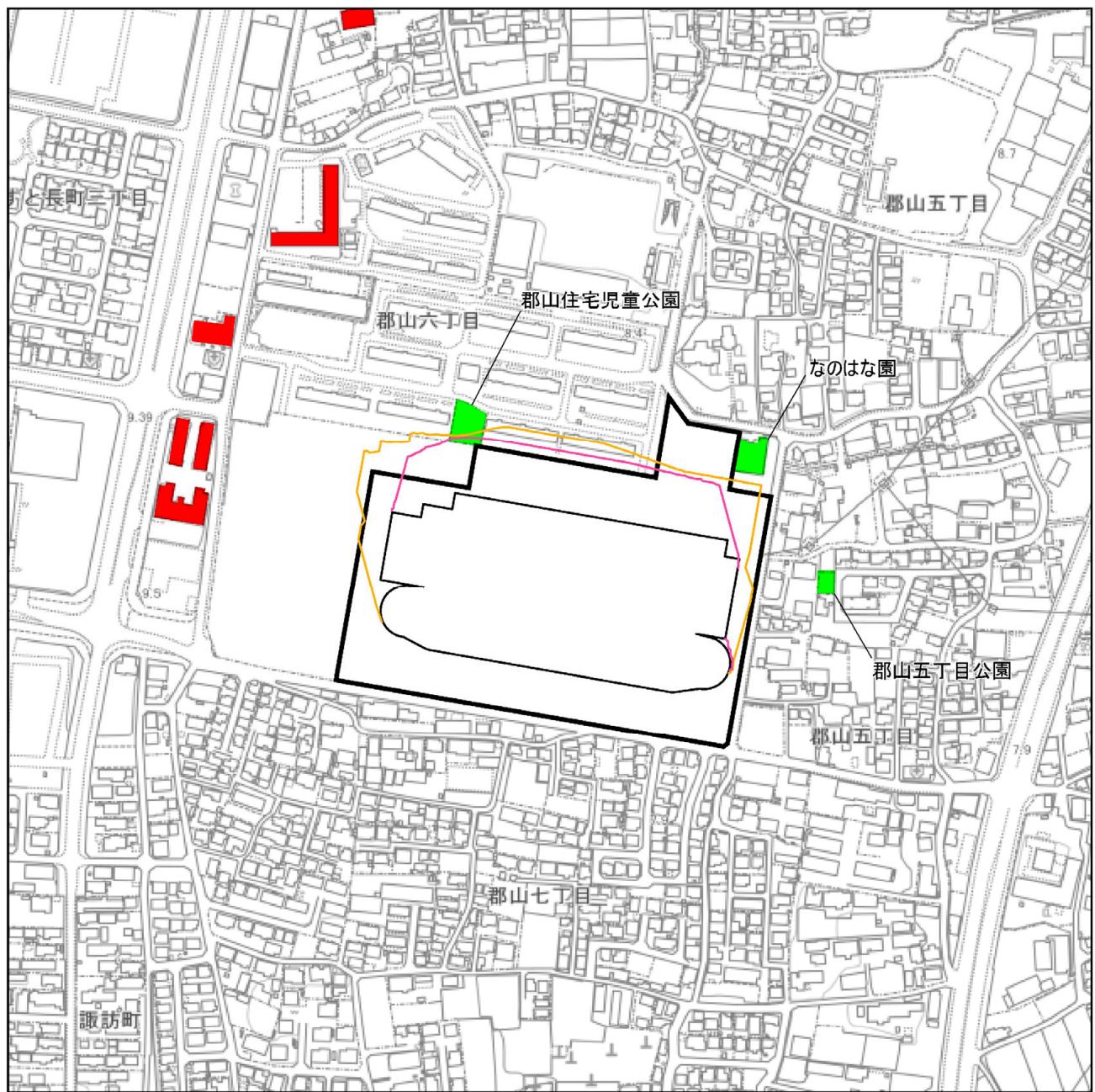


図 3.2-3 (2) 冬至日における等時間日影図（地盤面から0m）【変更前(評価書)】

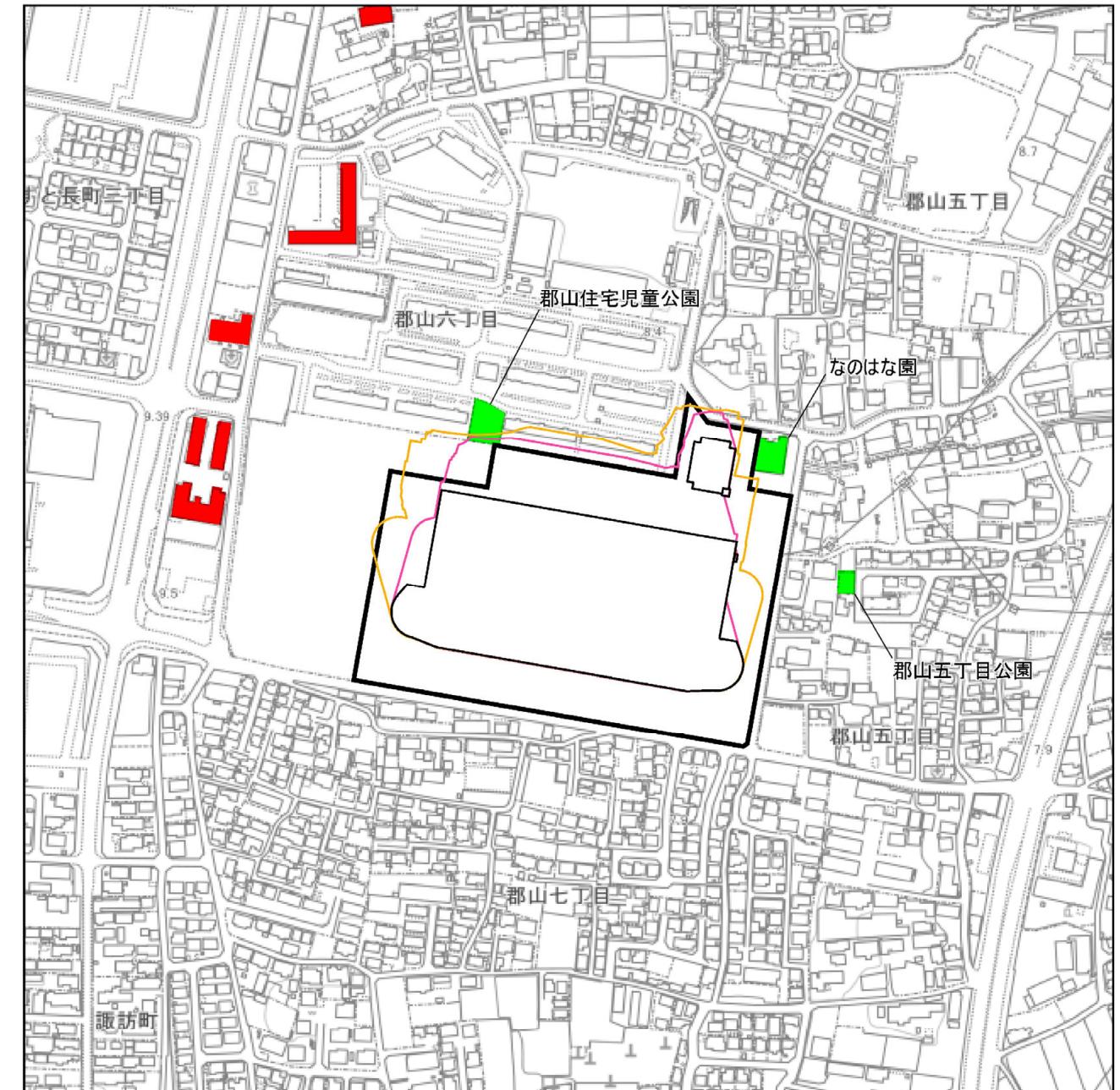
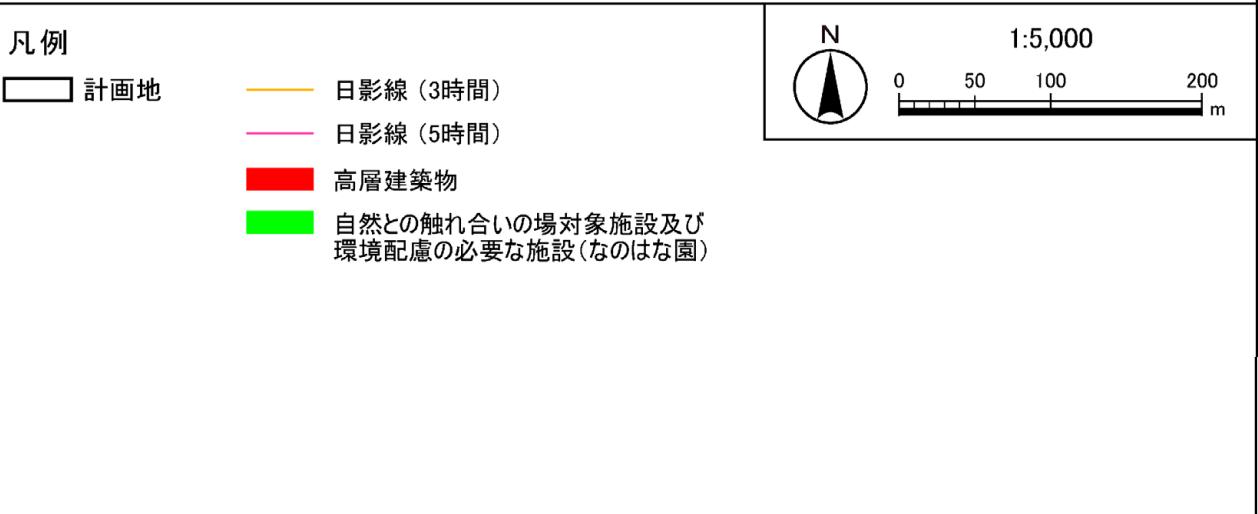
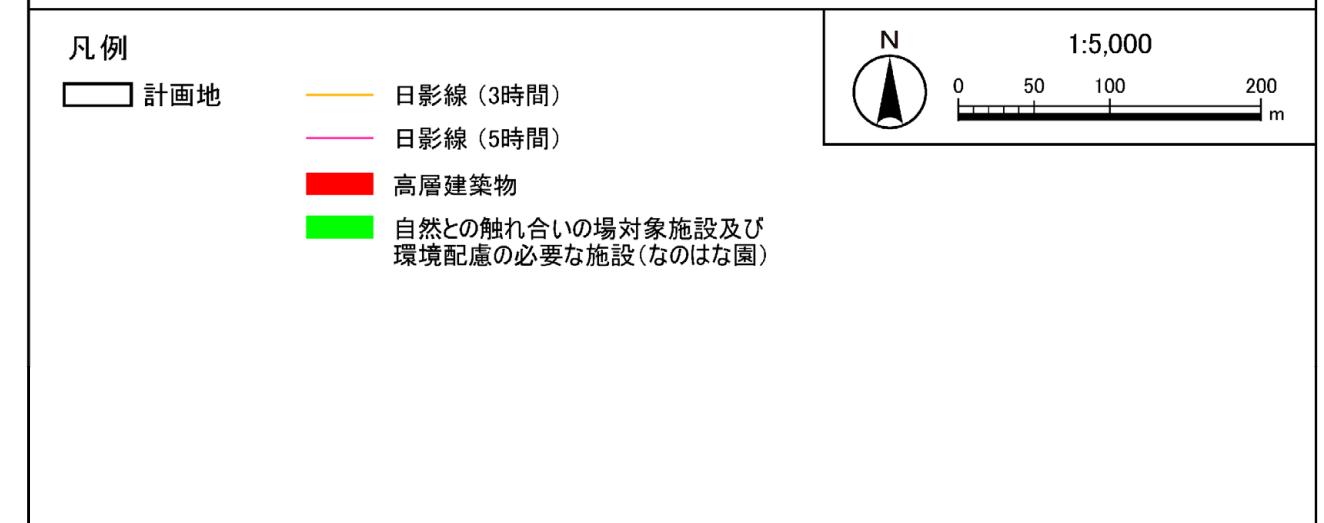


図 3.2-4 (2) 冬至日における等時間日影図（地盤面から0m）【変更後】



## 6) 環境の保全及び創造のための措置

環境の保全及び創造のための措置を以下に示す。

表 3.2-3 環境の保全及び創造のための措置

変更前(評価書)	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日照阻害が生じた場合、その状況把握を行い近隣の方々とのコミュニケーションを図りながら、適切な対応を講ずることとする。</li> <li>・近隣住居に対する日影の影響に配慮するため、方法書段階から建物を 1 階層低くするとともに、北側においては 3 階を最上階とし日影の影響の低減に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日照阻害が生じた場合、その状況把握を行い近隣の方々とのコミュニケーションを図りながら、適切な対応を講ずることとする。</li> <li>・近隣住居に対する日影の影響に配慮するため、方法書段階から建物を 1 階層低くするとともに、北側においては 3 階を最上階とし日影の影響の低減に努める。</li> <li>・変更計画において、自走式立体駐車場は、配慮が必要な施設（なのはな園）への日影の影響を低減するよう配置する。</li> </ul>

## 7) 評価

### (1) 回避・低減に係る評価

#### ①評価方法

予測結果を踏まえ、建築物の出現に伴う日照阻害の影響が、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか否かを判断した。

#### ②評価結果

評価結果を表 3.2-4 に示す。

表 3.2-4 回避・低減に係る評価

変更前(評価書)	変更後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の建築計画において、日影規制の対象となる平均地盤面から 4m の高さにおける冬至日の日影の 3 時間以上の範囲及び 5 時間以上の範囲が計画地外に発生していたことを踏まえ、建築計画の見直しを繰り返し検討し、5 時間以上となる範囲のほとんどが計画地内に収まるよう施設配置及び階層を変更した。また、日照阻害が生じた場合は、その状況把握とコミュニケーションを図りながら適切な対応を講ずることとしている。</li> <li>以上のことから、工作物の出現に伴う日照阻害への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築計画の見直しを繰り返し検討し、5 時間以上となる範囲のほとんどが計画地内に収まるよう施設配置及び階層を変更するとともに、さらなる建築計画の変更においては、東西方向を約 40m 縮小し、変更前(評価書)時の日影と同程度となるよう計画した。自走式立体駐車場の計画においても配慮施設（なのはな園）への影響を低減できるよう、できるだけ東側に配置している。</li> <li>さらに日照阻害が生じた場合は、その状況把握とコミュニケーションを図りながら適切な対応を講ずることとしている。</li> <li>以上のことから、工作物の出現に伴う日照阻害への影響は、実行可能な範囲で回避・低減が図られているものと評価する。</li> </ul>

## (2) 目標や基準等との整合性に係る評価

### ①評価方法

予測結果が、表 3.2-5 に示す基準等との整合が図られているかを評価した。

表 3.2-5 整合を図る基準等（日照阻害）

環境影響要因 基準等の内容	整合を図る基準等の内容			
存在による影響 (工作物等の出現)	「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく日影による中高層建築物の高さ制限			
<仙台市日影規制>				
	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間	
			敷地境界線から 10m以内	敷地境界線から 10m超
第二種住居地域	高さ 10m超	4.0m	5 時間	3 時間
近隣商業地域				
準工業地域				
上記以外			該当しない	

### ②評価結果

評価結果を表 3.2-6 に示す。

表 3.2-6 目標や基準等との整合性に係る評価

変更前(評価書)	変更後
日影規制の対象となる平均地盤面から 4 m の高さにおける冬至日の日影の継続時間が 5 時間以上となる範囲のほとんどが計画地内でおさまると予測されたこと、3 時間等日影線が計画地北側の一部で団地の敷地にかかるものの、その幅は 10m 以内に收まり日影規制を満足することから、基準との整合が図られているものと評価する。	日影規制の対象となる平均地盤面から 4 m の高さにおける冬至日の日影の継続時間が 5 時間以上となる範囲のほとんどが計画地内でおさまると予測されたこと、3 時間等日影線が計画地北側の一部で団地の敷地にかかるものの、その幅は 10m 以内に收まり日影規制を満足することから、基準との整合が図られているものと評価する。 (評価の内容に変更なし)

### 3.3 温室効果ガス

#### 3.3.1 現況調査

現況調査は実施しない。

#### 3.3.2 予測

##### 1 工事による影響(資材等の運搬、重機の稼働)

###### 1) 予測内容

予測内容は、資材等の運搬、重機の稼働(計画建築物の建築を含み、主に工事におけるセメント使用量に基づく二酸化炭素の排出を想定した。)に係る二酸化炭素排出量とした。

###### 2) 予測地域等

予測地域は計画地とした。なお、工事用車両の走行経路は計画地外に至るが、排出量としては計画地内で生じるものとした。

###### 3) 予測対象時期

予測対象時期は、工事期間全体(2026年5月～2028年7月)とした。

###### 4) 予測方法

予測は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル ver. 5.0」(令和6年2月、環境省・経済産業省)により行った。

工事用車両・建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量は日最大台数×稼働日数により算出し、セメント使用量に伴う温室効果ガス排出量はコンクリート部体積より算出する方法とした。

###### (1) 計算式

###### ① 工事用車両及び建設機械の燃料の使用

$$CO_2 \text{ 排出量} = \text{燃料使用量} \times \text{燃料別単位発熱量} \times \text{排出係数} \times (44/12)$$

###### ② セメントの使用

$$CO_2 \text{ 排出量} = \text{セメント使用量} \times \text{排出係数}$$

$$\text{セメント使用量} = \text{コンクリート使用量} \times \text{コンクリート単位体積当たりセメント使用量}$$

## (2) 予測条件

燃料使用に係る予測条件を表 3.3-1 に、セメント使用に係る予測条件を表 3.3-2 に示す。

表 3.3-1(1) 工事用車両の燃料使用に係る予測条件

項目	設定値		備考
	変更前 (評価書)	変更後	
①発生土量(m <sup>3</sup> )	36,500	36,500	
②搬出車両の積載量(m <sup>3</sup> /台)	5.5	5.5	10t ダンプを想定 搬出土の単位体積重量 1.8t/m <sup>3</sup>
③搬出車両必要台数(台)	6,636	6,636	① ÷②より算出
④燃料使用量原単位 (L/h)	10t ダンプ 4~4.5t トラック	11 5.9	令和 4 年度版建設機械等損料表 ((一社)日本建設機械施工協会) より設定
⑤日稼働時間(h/日)		8	
工事用車両 燃料使用量(L)	10t ダンプ	584,000	③×④×⑤より算出、4~4.5t トラックの台数は 10t ダンプと 同等と想定
	4~4.5t トラック	313,236	
	合計	897,236	

表 3.3-1(2) 建設機械の燃料使用に係る予測条件

項目	設定値		変更後条件
	変更前 (評価書)	変更後	
①稼働日数 (日)	ブルドーザー(9t 級)	75	220
	バックホウ(クローラ型)	75	220
	クローラクレーン(100t 級)	500	640
	アースオーガー(320 ~ 450mm)	51	51
②燃料使用量原単位 (L/h)	ブルドーザー(9t 級)	12	12
	バックホウ(クローラ型)	11	11
	クローラクレーン(100t 級)	18	18
	アースオーガー(320 ~ 450mm)	78	78
② 日稼働時間(h/日)			8
建設機械 燃料使用量 (L)	ブルドーザー(9t 級)	7,200	21,120
	バックホウ(クローラ型)	6,600	19,360
	クローラクレーン(100t 級)	72,000	92,160
	アースオーガー(320 ~ 450mm)	31,824	31,824
	計	117,624	164,464

表 3.3-1(3) 工事用車両及び建設機械の燃料使用に係る予測条件

区分	燃料(軽油)使用見込み量(L/工事期間)			単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)
	工事用車両	建設機械	計		
変更前 (評価書)	897,236	117,624	1,014,860	38.0	0.0188
変更後	897,236	164,464	1,061,700	38.0	0.0188

注) 工事従事者の通勤車両については、現段階での想定が困難なため対象に含めていない。

出典: 単位発熱量及び排出係数

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」(令和 7 年 3 月、環境省・経済産業省)

表 3.3-2 セメント使用量に係る予測条件

項目	設定値		備考
	変更前 (評価書)	変更後	
コンクリート使用量( $m^3$ )	床面	30,000	26,500
	腰壁	766	766
	基礎杭	522	522
	合計	31,288	27,788
コンクリートの単位体積当たりセメント使用量(kg/ $m^3$ )	350	350	「低炭素型コンクリートの普及促進に向けて」(一社)日本建設業連合会より設定
排出係数(tCO <sub>2</sub> /t)	0.515	0.515	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」(令和7年3月、環境省・経済産業省)より設定

## 5) 予測結果

工事期間全体のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量等の予測結果を表 3.3-3 に示す。

工事期間全体のエネルギー使用量は 40,345 GJ、温室効果ガス排出量は 7,791 tCO<sub>2</sub> と予測される。

表 3.3-3 温室効果ガス排出量等の予測結果(工事による影響)

区分	変更前(評価書)		変更後	
	エネルギー使用量(GJ)	温室効果ガス排出量(tCO <sub>2</sub> )	エネルギー使用量(GJ)	温室効果ガス排出量(tCO <sub>2</sub> )
工事用車両による燃料の使用	34,095	2,350	34,095	2,350
建設機械による燃料の使用	4,470	308	6,250	431
セメントの使用 (計画建築物の建築)	—	5,640	—	5,010
合計	38,565	8,298	40,345	7,791

## 6) 環境保全及び創造のための措置

環境の保全及び創造のための措置を以下に示す。

- 工事用車両による搬入出が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行計画に努める。
- 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械を効率的に運用する。
- 工事用車両の不要なアイドリングは避け、アイドリングストップを徹底する。
- 工事車両や建設機械の整備、点検を徹底する。
- セメントを効率よく使用するためのセメント使用量の管理を行うとともに、補修等で使用するセメント量を低減するため、精度の高い躯体を築造する。

### 3.3.3評価

#### 1 工事による影響(資材等の運搬、重機の稼働)

##### 1) 回避低減に係る評価

###### (1)評価方法

予測結果及び環境保全及び創造のための措置の検討結果を踏まえ、エネルギーの有効利用や削減対策等により、工事による温室効果ガスの排出が実行可能な範囲で回避・低減が図られているかを評価した。

###### (2)評価結果

工事においては、工事用車両や建設機械の効率的な運用を図ることで、工事で使用するエネルギー使用量の削減に努めること等の環境の保全及び創造のための措置を講ずることから、工事における温室効果ガス等の影響は、実行可能な範囲内で回避・低減が図られているものと評価する。

#### 2) 目標や基準等との整合性に係る評価

##### (1)評価方法

予測結果が表 3.3-4 に示す「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2021-2030」の「事業者に期待される役割と行動の指針」における温室効果ガス削減に関する事項との整合が図られているかを評価した。

表 3.3-4 事業者に期待される役割と行動の指針抜粋(温室効果ガス削減に関する事項)

時期や場所	行動の指針
事業所内	・従業員一人ひとりが、環境への取り組みがコスト削減等にもつながることを認識し、省エネやごみの分別を徹底するなど、環境にやさしい行動を実践する。 ・デジタル化の推進により、業務の効率化を図り、エネルギー消費量の削減に努める。
交通利用時や運送・配送時	・自動車を運転する際は、急発進や急加速をしない、不要な荷物は積まず積載重量を軽減するなどエコドライブを心掛け、燃料使用量の削減に努める。

###### (2)評価結果

工事中は表 3.3-5 に示す取組を実施する他、工事の実施状況や社会情勢等を踏まえ、実行可能な取組を実施・検討していくこととする。

以上のことから、目標や基準等との整合性は図られているものと評価する。

表 3.3-5 温室効果ガス削減に係る取組

時期や場所	温室効果ガス削減に係る取組
事業所内	・工事車両による搬入出が一時的に集中しない様、計画的かつ効率的な運行計画に努める。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械を効率的に運用する。
事業所の建設時など	・セメントを効率よく使用するためのセメント使用量の管理を行うとともに、補修等で使用するセメント量を低減するため、精度の高い躯体を築造する。
交通利用時や運送・配送時	・工事車両の不要なアイドリングは避け、アイドリングストップを徹底する。 ・工事車両や建設機械の整備、点検を徹底する。

## 第4章 事後調査計画

### 4.1 事後調査計画

表 4.1-1 事後調査の内容等（騒音：工事中）

調査項目		調査方法	調査地域等	調査期間・頻度等
工事による影響	資材等の運搬	騒音レベル (LAeq)	評価書「8.2 騒音」の現地調査方法に準拠する。	調査地点は工事用車両の走行を計画している2地点とする。(図4.1-1参照) No.4：市道長町籠ノ瀬線西側 No.5：県道仙台名取線 工事用車両の走行台数が最大となる基礎・杭工事時期に1回予定する。 ・平日×1回 (6時～22時)
	交通量			上記時期に1回予定する。 工事用車両が走行する時間帯に実施する。 (8時～18時)
重機の稼働	騒音レベル (LA5)	評価書「8.2 騒音」の現地調査方法に準拠する。	調査地点は予測結果及び周辺の土地利用を勘案し、予測地点及び調査地点として設定した3地点とする。(図4.1-1参照) No.1：北側敷地境界 No.2：なのはな園側敷地境界 No.3：東側敷地境界 ※No.2は倉庫本体工事、立駐工事に近い場所を設定する。 ※立駐に関わる事後調査は、配慮が必要な施設を対象とする。	<倉庫本体工事> 工事用車両の走行台数が最大となる基礎・杭工事時期に1回予定する。 ・平日×1回 (8時～18時) <立駐工事> 立駐の建設作業がピークとなる時期に1回予定する。 ・平日×1回 (8時～18時)
環境保全措置の実施状況		現地確認及び工事記録の確認、必要に応じてヒアリング調査を実施する。	対象事業の計画地内とする。	・現地確認は工事期間中(令和8～10年)に工事用車両の走行台数が最大となる時期を予定する。 ・工事記録の確認及びヒアリングは適宜実施する。

表 4.1-2 事後調査の内容等（騒音：供用後）

調査項目		調査方法	調査地域等	調査期間・頻度等
供用による影響	等資材・運搬・製品・輸送人	騒音レベル (LAeq)	評価書「8.2 騒音」の現地調査方法に準拠する。	供用後(令和10年～11年)の定常稼働時を予定する。 ・平日×1回(24時間)
	交通量		No.4：市道長町籠ノ瀬線西側 No.5：県道仙台名取線	供用後(令和10年～11年)の定常稼働時を予定する。 ・平日×1回(24時間)
施設の稼働	騒音レベル (LAeq)	評価書「8.2 騒音」の現地調査方法に準拠する。	調査地点は予測結果及び周辺の土地利用を勘案し、予測地点及び調査地点として設定した3地点とする。(図4.1-1参照) No.1：北側敷地境界 No.2：なのはな園側敷地境界 No.3：東側敷地境界	供用後(令和10年～11年)の定常稼働時を予定する。 ・平日×1回(24時間)
環境保全措置の実施状況		現地確認及び記録の確認、必要に応じてヒアリング調査を実施する。	対象事業の計画地内とする。	・現地確認は供用後(令和10年～11年)の定常稼働時に適宜実施する。 ・記録の確認及びヒアリングは適宜実施する。(10月まで)

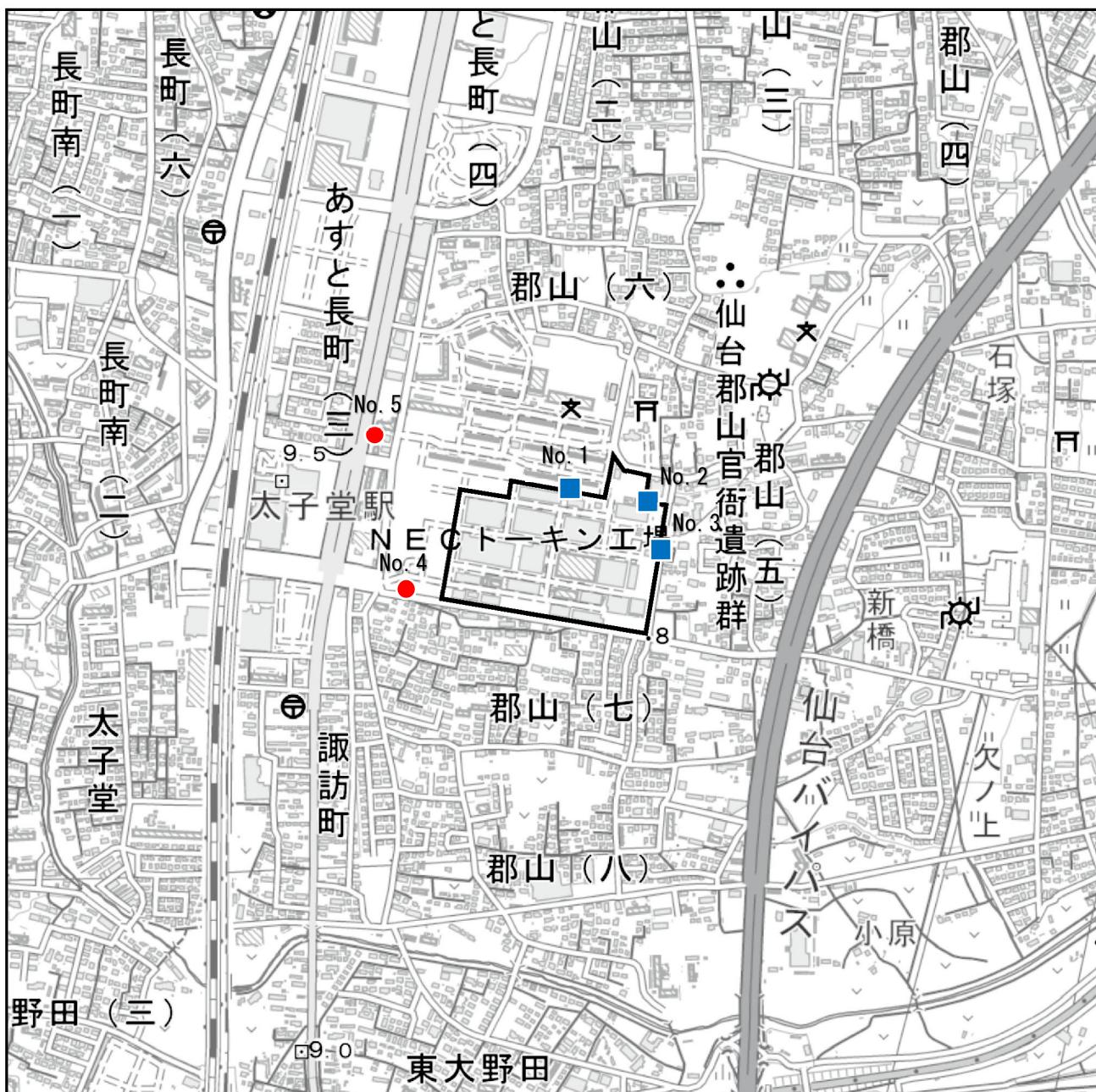


図 4.1-1 騒音調査地点位置図

凡例  
■ 計画地

N 1:10,000  
0 100 200 400 m

- 重機の稼働、施設の稼働
- 資材等の運搬、資材・製品・人等の運搬・輸送

No.	地点名	区分
1	北側敷地境界	重機の稼働、施設の稼働
2	なのはな園側敷地境界	重機の稼働、施設の稼働
3	東側敷地境界	重機の稼働、施設の稼働
4	長町籠ノ瀬線西側	資材等の運搬、資材・製品・人等の運搬・輸送
5	仙台名取線	資材等の運搬、資材・製品・人等の運搬・輸送

表 4.1-3 事後調査の内容等（日照阻害：存在時）

調査項目		調査方法	調査地域等	調査期間・頻度等
存在による影響	環境保全措置の実施状況	現地確認及び記録の確認、必要に応じてヒアリング調査を実施する。	対象事業の計画地周辺とする。	現地確認は、供用後(令和10年)の定常稼働時を予定する。 ・冬至日（8時～16時） 記録の確認及びヒアリングは適宜実施する。（令和11年まで）

表 4.1-4 事後調査の内容等（温室効果ガス：工事中・供用後）

調査項目		調査方法	調査地域等	調査期間・頻度等
工事による影響	資材等の運搬・重機の稼働	二酸化炭素及びその他の温室効果ガス（一酸化二窒素、メタン）の排出量	工事用車両台数、重機の稼働台数に基づき、二酸化炭素及びその他の温室効果ガス（一酸化二窒素、メタン）の排出量を推定する。	対象事業の計画地内とする。 工事期間とする。
	環境保全措置の実施状況	工事記録の確認及び必要に応じてヒアリング調査を実施する。	対象事業の計画地内とする。	工事記録の確認及びヒアリングは適宜実施する。
供用による影響	施設の稼働	二酸化炭素の排出量	調査方法は電気の使用量に基づき、二酸化炭素の排出量を推定する。	対象事業の計画地内とする。 施設の稼働が定常的な活動となると想定される供用後1年を予定する。
	環境保全措置の実施状況	記録の確認及び必要に応じてヒアリング調査を実施する。	対象事業の計画地内とする。	記録の確認及びヒアリングは適宜実施する。（令和11年まで）

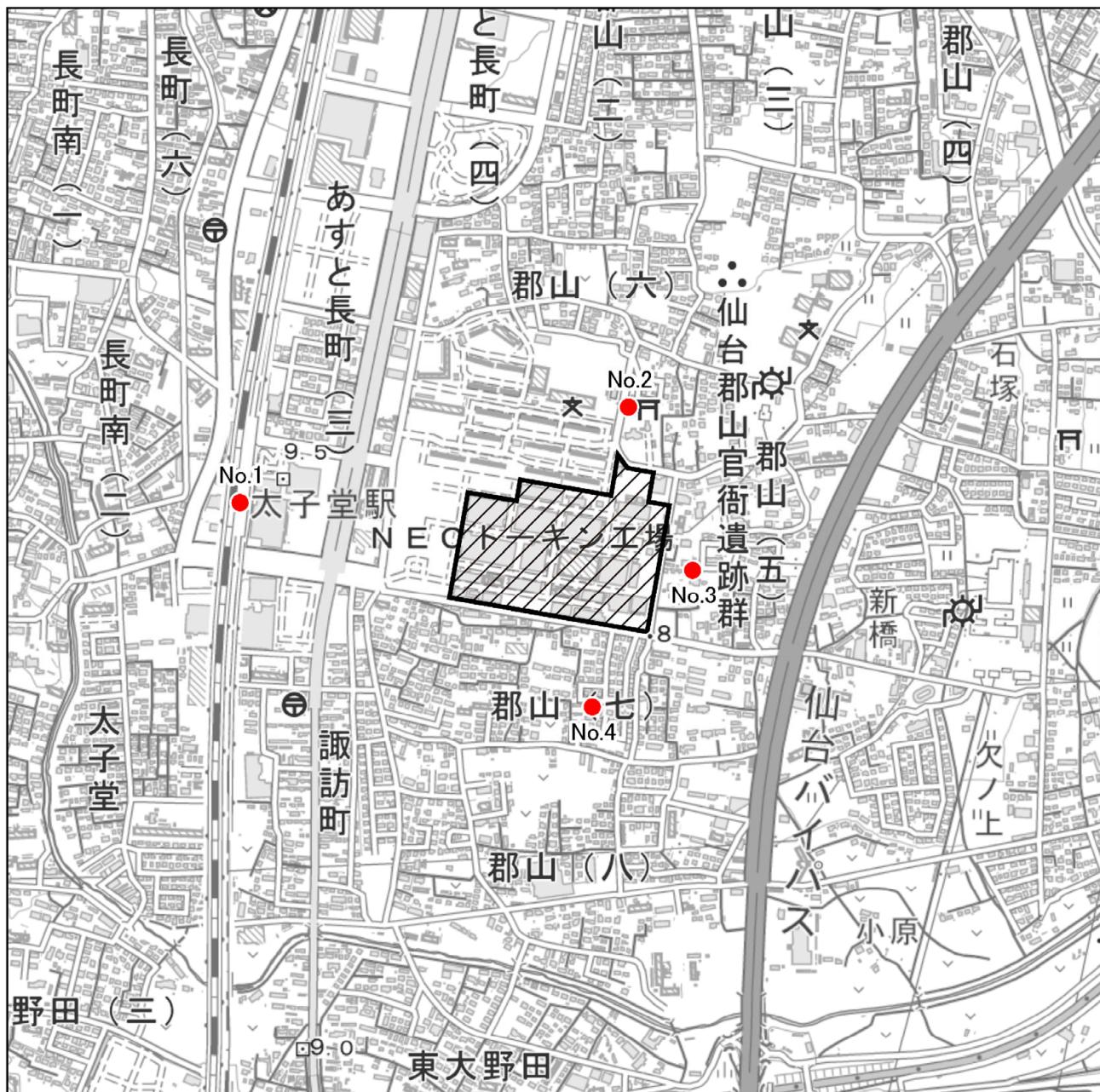


図 4.1-2 日照阻害調査地点位置図

凡例

■ 計画地

● 景観調査地点

No.	調査地点
1	太子堂駅
2	諸訪神社
3	郡山五丁目公園
4	郡山かえで公園



1:10,000

0 100 200 400 m

#### 4.2 事後調査報告書の提出時期

現時点で想定する事後調査報告書の提出時期を表 4.2-1 に、事後調査のスケジュール一覧を表 4.2-2 に示す。

表 4.2-1 事後調査結果の提出時期等

回	提出時期	想定する提出内容
第1回報告	令和8年12月ごろ	工事中の事後調査結果の報告 ・大気質、騒音、振動、自然との触れ合いの場、廃棄物等、温室効果ガス、交通量
第2回報告	令和9年12月ごろ	工事中の事後調査結果の報告 ・大気質、騒音、振動、自然との触れ合いの場、廃棄物等、温室効果ガス、交通量
第3回報告	令和10年12月ごろ	工事中の事後調査結果の報告 ・大気質、騒音、振動、自然との触れ合いの場、廃棄物等、温室効果ガス、交通量
第4回報告	令和11年12月ごろ	存在・供用の事後調査結果の報告 ・大気質、騒音、振動、電波障害、日照阻害風害、景観、自然との触れ合いの場、廃棄物等、温室効果ガス、交通量

表 4.2-2 事後調査のスケジュール一覧

